

# 期間雇用社員基本賃金改定概要

非正規センター(ゆい)

※基本賃金＝基本給＋職務加算額(新賃金改定で基本給加算額に名称変更)

※いわゆる個人別の時間給

⇒上記の「基本賃金」＋「加算給」(基礎評価給＋資格給)

資格給＝スキル評価は個人によって異なりますので、当然、個人によって時給は異なってきますが、上記の基本賃金は同じ職場・仕事では同じ金額となります。

## 1. 基本給は最賃連動に変更

時給制契約社員・パートタイマーの時給計算が、2009年10月1日より改定されました。

旧の基本給は、正社員の「調整手当支給区分」と連動し、特地(甲※)・甲地・乙地・丙地の4区分で「地域別基準額」が決められ、「基準額」がその地域の地域最賃より下回る場合には、一定額をプラスした額に読み替えるとしてきました。

09年10月からの改定は、その基本給を「地域別最低賃金(地域最賃)」に連動するシステムに変更し、かつ、その地域最賃に20円をプラスした金額を基本給にすることになっています。

【例】 東京(全地域特地域額適用)	770円	→	800円＋20円	=	820円
大阪・特地(甲※)の場合	750円	→	770円＋20円	=	790円
島根(丙地)	660円	→	630円＋20円	=	650円

## 2. 「職務加算額」の変更

旧(10月以前)の「基本賃金」は「基本給」に「職務加算額」をプラスした金額となり、職務加算額については、担当する業務等で支給区分が決められ、また、同じ支給区分でも0円～500円というような金額の幅の中で、各支店・局の所属長判断で額が決められることになっていました。

【例】 郵便外務「通集配/混合I」(特地・甲地)	130円～230円
郵便内務(その他)	0円～50円
局会社窓口業務(特地・甲地)	0円～500円

※地域の雇用事情等で上記の最高額を上回る額を決定することも可能

⇒東京・関東などでは「通集配/混合I」で300円を上回る支店も多い。

以上の「職務加算額」について、新賃金では「最低額」が適用されることになり、名称も「基本給加算額」等に変更され、下記の金額となります。

☆A地域 ⇒ 特地(甲※)・甲地

☆B地域 ⇒ 乙地・丙地

### 《事業会社》

○内務 ⇒ 0円

○共通 ⇒ 0円

○外務 ⇒ A地域→130円 B地域→80円

### 《局会社》

○「郵便窓口業務」「窓口業務」 ⇒ 0円

○「集金業務」 A地域⇒ 80円 B地域⇒ 60円

○「アウトバウンド事務」 A地域⇒ 220円 B地域⇒ 220円

○「かんぽ募集事務」 A地域⇒ 300円 B地域⇒ 280円

○「業務インストラクター補助」 A地域⇒ 670円 B地域⇒ 670円

### 《ゆうちょ銀行》

○一般店の「担務A(店舗外事務)」のみ「基本給加算額」が適用

A地域⇒ 80円 B地域⇒ 60円

○その他の区分は0円

## 2009年度地域別最賃額

北海道 678 (667) 平成21年10月10日	青 森 633 (630) 平成21年10月 1日
岩 手 631 (628) 平成21年10月 4日	宮 城 662 (653) 平成21年10月24日
秋 田 632 (629) 平成21年10月 1日	山 形 631 (629) 平成21年10月18日
福 島 644 (641) 平成21年10月18日	茨 城 678 (676) 平成21年10月 8日
栃 木 685 (683) 平成21年10月 1日	群 馬 676 (675) 平成21年10月 4日
埼 玉 735 (722) 平成21年10月17日	千 葉 728 (723) 平成21年10月 3日
東 京 791 (766) 平成21年10月 1日	神奈川 789 (766) 平成21年10月25日
新 潟 669 (669) 平成20年10月26日	富 山 679 (677) 平成21年10月18日
石 川 674 (673) 平成21年10月10日	福 井 671 (670) 平成21年10月 1日
山 梨 677 (676) 平成21年10月 1日	長 野 681 (680) 平成21年10月 1日
岐 阜 696 (696) 平成20年10月19日	静 岡 713 (711) 平成21年10月26日
愛 知 732 (731) 平成21年10月11日	三 重 702 (701) 平成21年10月 1日
滋 賀 693 (691) 平成21年10月 1日	京 都 729 (717) 平成21年10月17日
大 阪 762 (748) 平成21年 9月30日	兵 庫 721 (712) 平成21年10月 8日
奈 良 679 (678) 平成21年10月17日	和歌山 (673)
鳥 取 630 (629) 平成21年10月 8日	島 根 630 (629) 平成21年10月 4日
岡 山 670 (669) 平成21年10月 8日	広 島 692 (683) 平成21年10月 8日
山 口 669 (668) 平成21年10月 4日	徳 島 633 (632) 平成21年10月 1日
香 川 652 (651) 平成21年10月 1日	愛 媛 632 (631) 平成21年10月 1日
高 知 631 (630) 平成21年10月 1日	福 岡 680 (675) 平成21年10月16日
佐 賀 629 (628) 平成21年10月 1日	長 崎 629 (628) 平成21年10月10日
熊 本 630 (628) 平成21年10月18日	大 分 631 (630) 平成21年10月 1日
宮 崎 629 (627) 平成21年10月14日	鹿 児 島 630 (627) 平成21年10月14日
沖 縄 629 (627) 平成21年10月18日	

全国加重平均額 713(703) ※ ( ) 内は、前年度最賃額  
 ※ 10円未満は10円単位に切り上げ

※1 新賃金制度では、上記の2のように10月以前の「職務加算額」の「最低額」が「基本給加算額」に適用されることになり、結果的に地域最賃がアップしても基本賃金アップにならない地域も多い。

【例1】東京(外務)

旧770円+330円(職務加算額) = 1,100円

新800円(地域最賃)+20円+130円(基本給加算額) = 950円

この場合は、旧の金額の多い方の時給が適用される(時給ダウンはない)。

次に最賃が60円以上アップしないと時給アップにならない。

【例2】東京(内務・職務加算額0円適用支店)

旧770円+0円(職務加算額) = 770円

新800円+20円+(基本給加算額0円) = 820円(50円アップとなる)

【例3】島根(外務) 旧660円+80円(職務加算額80円適用支店) = 740円

新630円+20円+80円(基本給加算額) = 730円

【例4】大阪(外務) 旧750円+130円(職務加算額) = 880円

新770円+20円+130円 = 920円(時給アップとなる)

※2 09年10月の改定により、10月より時給額がアップした地域・支店は今後最賃と連動し最賃が上がればその最賃アップ額が時給アップとなる

※3 今回アップとならなかった地域・支店では、現給補償されるが、最賃額+20円+基本給加算額の合計が現在支給されている時給を上回らない限り、最賃がアップしても時給アップにならない。